

宿泊税の導入について意見を募集します

盛岡市では、宿泊税の導入について、盛岡市宿泊税検討委員会において検討しています。これまで、宿泊税検討委員会を3回開催し、宿泊税制度の概要や宿泊税を活用して実施する事業などについて検討を行ってきました。

検討状況について、より広く関係事業者や市民の皆様からのご意見をいただき、宿泊税制度や宿泊税活用事業などの策定に活かしたいと考えています。

つきましては、次のとおり宿泊税の導入についての概要及び盛岡市宿泊税条例骨子案を作成しましたので、皆様のご意見を募集いたします。

《募集要項》

1 パブリックコメントの実施方法

「盛岡市パブリックコメント実施要綱（平成16年4月9日市長決裁）」に基づき行います。

2 意見の募集期間

令和7年5月28日（水曜日）から令和7年6月30日（月曜日）まで

（郵送の場合は令和7年6月30日（月曜日）必着、その他は同日午後5時締め切り）

3 意見の提出方法

次の方法による。

なお、電話など口頭による意見はお受けできませんのでご了承ください。

【インターネットを使った方法】

応募フォームからの応募（表示されたページ内の「応募フォーム」から行えます）

- ・盛岡市公式ホームページ（広報ID：1052033）

https://www.city.morioka.iwate.jp/shisei/public_comment/public_comment/1052033.html

【書類による方法】

「5 資料の備え付け場所」に備え付けの用紙又は任意の用紙に、氏名（法人の場合は名称及び代表者氏名）、住所、電話番号及び意見を記入の上、次のいずれかの方法により提出してください。

○郵送の場合 〒020-8530 盛岡市内丸12-2 市民税課 宛て

○ファクスの場合 019-626-7583（直通） 市民税課 宛て

○持参の場合 市役所本館2階 市民税課へ直接お持ちください。

（土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時まで）

○応募フォーム 募集期間開始前までに設定予定

4 意見への回答

後日、市ホームページ及び「5 資料の備え付け場所」で公表する予定です。

寄せられた意見は、個人情報を除き、すべて公開される可能性があります。

また、同様の意見は集約する場合があります。

なお、寄せられた意見に対して個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

5 資料の備え付け場所

- ・市役所本館 2 階の市民税課
- ・市役所別館 7 階の観光課
- ・市役所本館 6 階の情報公開室
- ・市役所本館 1 階の窓口案内所
- ・都南総合支所 1 階の窓口案内
- ・玉山総合事務所 1 階のホール
- ・青山、太田、築川の各支所
- ・飯岡、乙部、巻堀、玉山、薮川の各出張所
- ・松園連絡所、盛岡駅西口サービスセンター（マリオス 1 階）

6 問い合わせ先

【宿泊税制度及び盛岡市宿泊税条例骨子案について】

盛岡市財政部市民税課

〒020-8530 盛岡市内丸 12-2 盛岡市役所本庁舎本館 2 階

電話：019-626-7504（ダイヤルイン）

電子メール：siminzei@city.morioka.iwate.jp

【宿泊税活用事業について】

盛岡市交流推進部観光課

〒020-8530 盛岡市内丸 12-2 盛岡市役所本庁舎別館 7 階

電話：019-626-7539（ダイヤルイン）

電子メール：kankou@city.morioka.iwate.jp